

上尾市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 3 2 号

上尾市行政組織条例の一部を改正する条例

上尾市行政組織条例（平成 1 6 年上尾市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

子ども未来部の項を次のように改める。

こども未来部

- (1) 児童及びひとり親家庭の福祉に関すること。
- (2) 母子保健に関すること。
- (3) 子育て支援に関すること。
- (4) 青少年に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
（上尾市青少年問題協議会設置条例等の一部改正）
- 2 次に掲げる条例の規定中「子ども未来部」を「こども未来部」に改める。
  - (1) 上尾市青少年問題協議会設置条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 2 6 号）  
第 9 条
  - (2) 上尾市議会委員会条例（昭和 4 5 年上尾市条例第 1 9 号）第 2 条第 2  
項第 4 号
  - (3) 上尾市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年上尾市条例第 3 1 号）  
第 8 条